

緊急小口資金の特例貸付の申請が 郵送でも可能になります

1. 緊急小口資金の特例貸付に限り、令和2年4月27日（月）より郵送での申請手続きが可能になります。（これまで通り、窓口でも申請を受け付けています）
総合支援資金の特例貸付や従来の生活福祉資金の申請は、窓口での申請のみとなります。
2. 貸付の要件等については、本会ホームページ上の「緊急小口資金の借入を希望される方へ」に記載してありますので、まずそちらをご確認ください。
3. 郵送による申請書類の送付先は、通常の申請窓口と同様に、お住まいの市町村の社会福祉協議会となります（群馬県社会福祉協議会ではありません）。
具体的な送付先および問い合わせ先は、本会ホームページ上の、「〇受付相談先 お住まいの市町村社会福祉協議会」のリンク先をご確認ください。
※送付の際は必ず、宛名の下部に「特例貸付申請書類在中」と記載してください。
4. 借入申込みにあたっては、下記の書類が必要です。
なお、(1)～(4)は、本会ホームページよりご自身で印刷していただくか、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお電話で郵送請求をしてください。
 - (1)「生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付借入申込書」
※確認等でお電話させていただくことがあるため、日中繋がる電話番号を鮮明にお書きください。
 - (2)「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借用書」
 - (3)「生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付用）」
 - (4)「収入の減少状況に関する申立書」
 - (5) 本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）の写し
※個人番号（マイナンバー）が入っていないものを提出していただきます。
 - (6) 世帯全員の住民票（住民票コード・個人番号以外に省略の無いもの）
※個人番号（マイナンバー）が入っていないものを提出していただきます。
 - (7) 通帳・キャッシュカード等、振込口座を確認できる書類の写し
※通帳を一枚めくった、口座名義・口座番号・支店名等が記載されているページが最も望ましいものになります。※これらを全て揃えた上で、お住まいの市町村の社会福祉協議会に送付してください。なお、書類に不備があった場合、追加で送付または窓口へ提出していただくこととなるため、お急ぎの場合は来所により申請していただくほうが確実です。
5. 貸付金の交付まで、全ての書類等を不備なくお住まいの市町村社会福祉協議会で受理してから7日程度かかりますので、ご了承ください。
6. 市町村社会福祉協議会で全ての書類を不備なく受理しましたら、確認の電話を入れさせていただきます。